

Brexit Newsletter - vol.131

Deloitte UK 日系企業サービスグループ

3rd March 2020

Overview

3月2日に英国とEUは将来関係に関する交渉を開始した。それに先立ち双方は交渉方針を明確にしており、特に英国は、6月を期限にEUカナダ型のFTAの大枠での合意を目指すとしている。

Brexit、欧州の政治および経済に関する主な動きは以下の通りである。

- 2月25日にEUの総務理事会で交渉権限付託が承認され、3月2日から英国との交渉が開始された。この付託では、最近の欧州委員会の主要なメッセージである「公正な競争環境 (level playing field)」を求めるとするEUの目標が確認されている。
- 2月27日に英国が交渉方針の詳細を発表した。この文書の中で、英国は、EUの司法制度に縛られることがなく、また、EUが直近で合意した適切なガバナンスの枠組みの前例ともいえるカナダ型の自由貿易協定 (FTA) を目指すということが明確にされている。
- 英国の交渉方針の中で特筆すべきは、貿易協定締結までの新たなタイムラインの詳細が示されたことである。6月までに協定の大まかな概要が取りまとめられなかった場合、英国政府は移行期間終了後の秩序ある離脱に向け、国内での準備に取り掛かることを検討するとしている。
- Michael Gove ランカスター公領相は交渉方針公表後の下院議会において、英国はBrexit後はEU法に従うべきではないと主張した。Gove氏は、英国とEUの地理的・経済的な近接性が事態を特殊なものにしているというEU側の主張について、いかなるFTAにおいても近接性は決定要因にはならないと述べ、これを一蹴した。
- George Eustice 環境・食糧・農村地域相は全国農民組合 (National Farmers' Union) の会合において、Brexit後の食品安全基準の問題について追及を受けた。新たなFTAが食品輸入に関して英国の厳しい食品安全基準に従うとする農業法案の修正について、Eustice氏はこれを政府が承認するかは保証できないと述べた。
- 突然の大臣交代を受け先送りされるのではないかとこの憶測が出ていた英国の予算案について、Rishi Sunak 財務相は予定通り3月11日に発表する方針を明らかにした。しかし、現在の経済面での不確実性を鑑みると、重要な決定は今年後半に先送りされ、今回の予算規模は縮小されると見られている。



Contact us:

日高 大雅 / Hiromasa Hidaka

**JSG UK Brexit Leader
Tax Director**

Tel: +44 (0)20 7007 6589
Email: hhidaka@deloitte.co.uk

丹羽 正 / Masashi Niwa

Consulting Partner

Tel: +44 (0)20 7007 5630
Email: masniwa@deloitte.co.uk

大谷 幸弘 / Yukihiro Otani

**Banking and Capital Markets
Partner**

Tel: +44 (0)20 7007 2024
Email: yootani@deloitte.co.uk

三浦 有裕 / Yusuke Miura

**Banking and Capital Markets
Senior Manager**

Tel: +44 (0)20 7303 2829
Email: ymiura@deloitte.co.uk

石川 航史 / Koji Ishikawa

JSG Partner

Tel: +44 (0)20 7007 2067
Email: kojishikawa@deloitte.co.uk

田中 恵 / Megumu Tanaka

JSG Senior Manager

Tel: +44 (0)20 7303 8447
Email: mtanaka@deloitte.co.uk

中辻 達雄 / Tatsuo Nakatsuji

JSG Manager

Tel: +44 (0)20 7007 9778
Email: tatsuonakatsuji@deloitte.co.uk

大橋 英生 / Hideo Ohashi

JSG Manager

Tel: +44 (0)20 7007 2221
Email: hohashi@deloitte.co.uk

- 2月19日に Priti Patel 内務相がポイント制に基づく新たな移民制度の詳細を発表した。新たな制度では、移民助言委員会（Migration Advisory Committee）の提言に従い、高度な技能を有する人材については求められる最低年収額が引き下げられる一方で、EU 市民に対する優遇措置が撤廃される。
- 英国産業連盟（CBI）はこの新たな移民制度について、企業の声を反映した制度だとして大筋で歓迎する意向を示した。ただし、申請手続きや企業が負担する費用を考慮すると、特に中小企業にとっては利用しにくいものになる可能性があるとしている。
- コロナウイルスの感染拡大が経済に及ぼす影響に対する懸念から、世界中の株式市場で株価が急落するなか、英国の FTSE100 種総合株価指数も先週末は 11.1 パーセント安の 6,581 で取引を終えた。これは 1 週間の下落幅としては、金融危機以降で最大である。





This publication has been written in general terms and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from action on any of the contents of this publication. Deloitte LLP accepts no liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 1 New Street Square, London, EC4A 3HQ, United Kingdom.

Deloitte LLP is the United Kingdom affiliate of Deloitte NSE LLP, a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"). DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL and Deloitte NSE LLP do not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

© 2020 Deloitte LLP. All rights reserved.